

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条地域力推進室の款中第30号を第31号とし、第27号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 京都市補助金等の交付等に関する条例第26条に規定する委員会（区役所が所管する事務に関するものに限る。）及び区市民憲章推進者表彰審査会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)